

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	保健情報システム（対人系）の再構築及びデータ移行の委託について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課健康企画係）

## 事業の概要

事業名	保健情報システム（対人系）の再構築								
担当課	健康推進課								
目的	新宿区保健事業の対象者及び利用者の健康増進に努めるため、新宿区保健事業の対象者及び利用者の様々な検診の受診状況・予防接種状況等、保健衛生業務に関する各情報について管理を行う。								
対象者	新宿区保健事業の対象者及び利用者								
事業内容	<p>現行の保健情報システムについては、「保健情報システムの再構築及び追加システムについて」により平成 15 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会に諮問・承認を得た上で、平成 16 年 4 月から本格稼働している。稼働以降における改修の際にも、その都度、事前に当該審議会の承認を得ており、現在に至っている。</p> <p>しかし、現行の保健情報システムは、機器及びソフトウェアの老朽化が進んでいる上に、法改正等に伴う改修ができずに手作業により行っている等事務事業に支障を生じている状況にある。</p> <p>そのため、保健情報システムを抜本的に再構築し、区民サービスの向上及び業務の効率化を図ることとする。</p> <p>(概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行システムでは、対人系システム（※）と対物系システムを統合していたが、対物系システムは、対人系システムと異なり、住基情報に連動する必要がないため、それぞれ独立したシステムとする。</li> <li>2 新システムは、法改正等に伴う改修を円滑に行う等のため、パッケージ化されたものを導入することとする。また、新システム（対人系）では、「予防接種サブシステム」及び「結核サブシステム」を追加し、予防接種状況の迅速な把握、結核情報の管理強化を図ることとする。</li> <li>3 新システム（対人系）は、健康推進課、保健予防課、各保健センター及び障害者福祉課の間で活用することとする。</li> </ol> <p>※ 対人系システムとは、健康診査やがん検診、予防接種等の感染症等対策、難病・精神保健対策、母子保健対策等、対人保健サービスに関する情報等を管理するシステムである。</p> <p>新システム（対人系）の詳細は、別紙「新旧サブシステム一覧」、「システム概要」、「システム機能」、「業務名称（対人系）」及び「記録項目」のとおりとする。</p> <p>&lt;対象記録データ（例）&gt;      年度ごとの想定記録件数</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">成人健康診査</td> <td style="width: 25%;">約 34,000 件</td> <td style="width: 25%;">がん検診</td> <td style="width: 25%;">約 74,000 件</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健診</td> <td>約 15,000 件</td> <td>予防接種</td> <td>約 163,000 件</td> </tr> </table>	成人健康診査	約 34,000 件	がん検診	約 74,000 件	乳幼児健診	約 15,000 件	予防接種	約 163,000 件
成人健康診査	約 34,000 件	がん検診	約 74,000 件						
乳幼児健診	約 15,000 件	予防接種	約 163,000 件						

## 件名 保健情報システム(対人系)の再構築について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	保健情報システム(対人系)の再構築
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区保健事業の対象者及び利用者</li> <li>2 記録項目 別紙「記録項目」のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ 情報政策課に設置される統合サーバ</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	<p>平成16年4月に導入した現保健情報システムは、ハードウェア機器及びソフトウェアの老朽化が進んでいる。現システムは開発時に事業内容に合わせたカスタマイズを大幅に行った結果、導入当初は利便性が高かったが、費用対効果の点で法改正に伴う改修ができず手作業が増えている。入出力画面の展開遅延も顕著で、システムの有効活用が困難な状況にある。このため、平成25年4月本稼働のシステム更新及びサブシステム追加により、区民サービスの質の維持、窓口への情報提供によるサービスの向上を図る。</p> <p>なお、サーバについては、設置場所を健康推進課から情報政策課に変更し、より強固なセキュリティを確保する。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>新システムは、下記により事務処理の効率化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区のイントラネット機器活用(個別機器の導入が不要)</li> <li>2 情報政策課のサーバ統合(バックアップ等の運用・経費軽減)</li> <li>3 カスタマイズを極力行わないパッケージシステムの導入(法改正時に導入自治体全体で費用按分が可能)</li> <li>4 新システムへの現システムのデータ移行(経年データの蓄積)</li> <li>5 サブシステムの追加</li> </ol> <p>(1) 予防接種 予防接種の対象者検索や予診票印字機能のサブシステム化により、予診票発行履歴の管理が可能となる。現行ホストで蓄積している接種記録をサブシステムで管理することで接種証明書の発行、未接種者への通知及び勧奨事務の迅速化が見込まれる。</p> <p>(2) 結核 管内結核患者をサブシステムで一括管理できるため、基礎データの重複入力を削減でき、保健予防課内で情報共有できる。結核患者管理健診及び管内・管外接触者健診のデータ管理が可能となり、未受診者への勧奨事務の精度向上が見込まれる。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発過程におけるテスト、データセットアップには、区職員が立ち会う。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成24年7月～12月 要件定義、仕様確定、設計、構築</p> <p>平成24年12月～平成25年3月 データ移行、検証、仮稼働</p> <p>平成25年4月～ 本稼働</p>

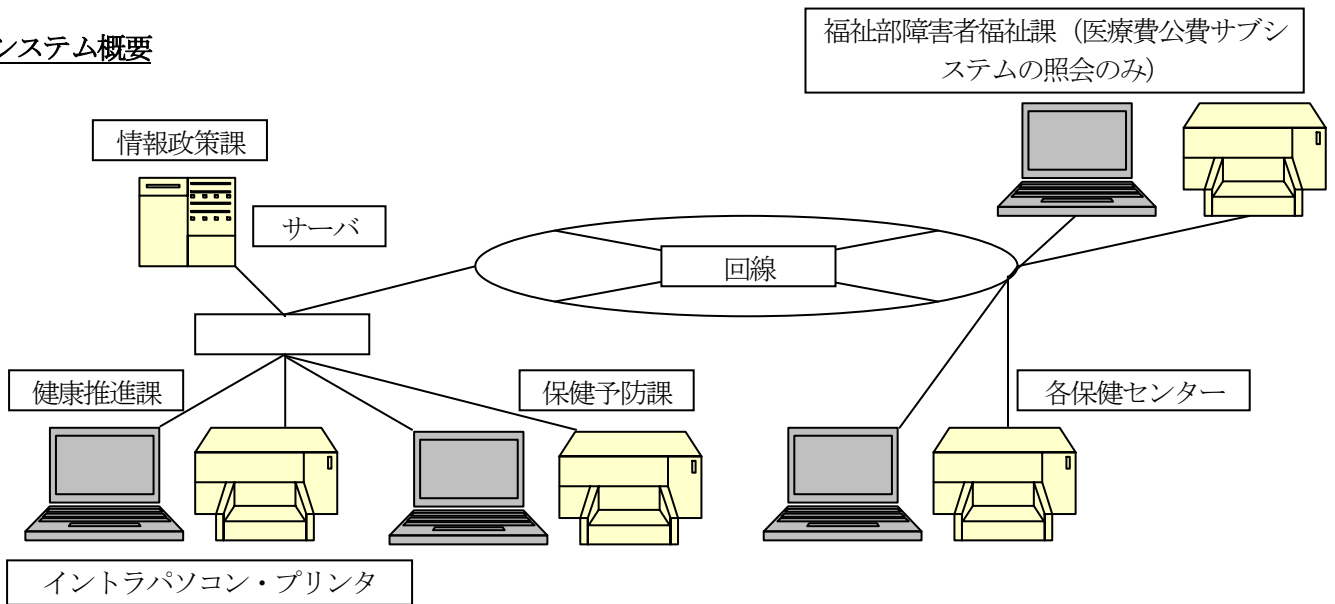
別紙

新旧サブシステム一覧

現行システム (対人系)		新システム (対人系)	
No.	名称	No.	名称
1	基本健診サブシステム	1	基本健診サブシステム
2	母子保健サブシステム	2	母子保健サブシステム
3	歯科医療サブシステム ※	3	がん検診サブシステム
4	がん検診サブシステム	4	保健師活動支援サブシステム
5	保健師活動支援サブシステム	5	医療費公費負担サブシステム
6	医療費公費サブシステム	6	予防接種サブシステム
7	栄養指導サブシステム ※	7	結核サブシステム
8	看護師活動支援サブシステム ※		

※歯科医療サブシステムは廃止し、基本健診及び母子保健サブシステム内の機能を活用。  
 栄養指導サブシステムは、別の市販製品の活用により廃止。  
 看護師活動支援サブシステムは、平成22年4月～別システム構築に伴い廃止済み。

システム概要



システム機能

- 基本：住基・国保・税・介護・生保・後期高齢情報連携（後期高齢情報は新システムから連携を追加）
- 健康管理：住民健診・母子保健・予防接種・結核
- 統計分析：
- 事務支援：スケジュール管理・受付管理・保健師活動支援等

別紙

業務名称 (対人系)

No.	サブシステム名称	業務名称
1	基本健診サブシステム	健康診査 (成人健康診査)
2		健康診査 (若年健康診査)
3		肝炎ウイルス検診
4		骨粗しょう症検診
5	母子保健サブシステム	新生児訪問指導 (出生時届出状況)
6		乳幼児健康診査 (3～4か月児健康診査)
7		乳幼児健康診査 (3歳児健康診査)
8		乳児精密健康診査
9		乳幼児・妊婦精密健康診査 (1歳6か月児精密健康診査)
10		乳幼児・妊婦精密健康診査 (3歳児精密健康診査)
11		乳幼児健康診査 (1歳6か月児歯科健康診査)
12		乳幼児健康診査 (3歳児歯科健康診査)
13		歯科衛生相談 (1・2歳児歯科)
14	がん検診サブシステム	がん検診
15	保健師活動支援サブシステム	保健師活動 (健康相談)
16		保健師活動 (地区活動)
17	医療費公費負担サブシステム	精神保健 (精神保健福祉手帳・自立支援医療 (精神通院))
18		特殊疾病
19		小児慢性
20	予防接種サブシステム	予防接種法に基づく予防接種及び新宿区で実施する任意予防接種
21	結核サブシステム	結核予防

記録項目

1 共通項目

(住基) 住民番号、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、異動届出年月日、 区民年月日、住定年月日、住民区分、消除フラグ、住所、世帯番号、世帯主名 (課税) 課税年度、個人課税区分、世帯課税区分、最終発布年月日 (国保情報) 記号番号、資格区分、取得年月日、喪失年月日、マル退区分、マル退認定年月日、 マル退削除年月日 (後期高齢情報) 被保険者番号、被保険者資格取得事由、被保険者資格取得年月日、 被保険者資格喪失事由、被保険者資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、 保険者番号適用終了年月日 (介護保険情報) 被保険者番号、要介護度、認定年月日、認定開始年月日、認定終了年月日 (生活保護情報) 生保該当最終確認年月日、生保廃止年月日
--

2 各サブシステム

(1) 基本健診サブシステム

付属資料1-1、1-2のとおり
-----------------

(2) 母子保健サブシステム

付属資料2のとおり
-----------

(3) がん検診サブシステム

付属資料3のとおり
-----------

(4) 保健師活動支援サブシステム

付属資料4のとおり
-----------

(5) 医療費公費負担サブシステム

付属資料5のとおり
-----------

(6) 予防接種サブシステム

付属資料6のとおり
-----------

(7) 結核サブシステム

付属資料7のとおり
-----------

## 件名 保健情報システム(対人系)の再構築に伴うデータ移行の委託について

保有課(担当課)	健康推進課、保健予防課、各保健センター(担当課:健康推進課)
登録業務の名称	別紙「業務名称(対人系)」のとおり
委託先	1 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社(現行システム業者) 2 両備システムズ株式会社(新システム業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	現行保健情報システム(対人系)に記録されている情報
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	新システムの再構築にあたり、データの移行が必要になるが、現行システム、新システムとも、開発業者以外にはデータの抽出及びセットアップを確実に行うことが不可能であるため
委託の内容	委託先1の業者については、現行システムから移行データの作成・抽出を委託する。 委託先2の業者については、抽出データから新システム(対人系)へのデータセットアップを委託する。
委託の開始時期及び期限	審議会報告後から平成25年3月下旬まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 データの抽出及びデータのセットアップには、区職員が立ち会う。 3 抽出された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。